

(略)

東京都監査委員職務執行者	鈴木晶雅
同	藤井一
東京都監査委員	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 29 年 6 月 23 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。

すなわち、①から④は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為（作為）を、⑤及び⑥は、普通地方公共団体の執行機関又は職員が行うべき行為を怠る事実（不作为）を対象としており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、自らが所有するブロック塀について、江東区北砂四丁目付近再構築工事の工事実施前後に行った調査時（平成 22 年 10 月 19 日及び平成 26 年 5 月 25 日）の写真には亀裂の有無の差異があるのは明らかであるにもかかわらず、都職員がこのことを認めず、長期間に渡り時間の損失行為を行っているのは、給与を通した税金の無駄遣いであるとして、工事後の写真には亀裂があることの確認を求めている。

つまり、本件請求において請求人が問題としている行為は、都職員が、請求人自身が

所有するブロック塀に工事後亀裂が生じたことを認めないこと（以下「本件行為」という。）であると解されるが、本件行為は、法第242条第1項に定める①から⑥のいずれの行為にも該当しない。

なお、請求人は、給与を通した税金の無駄遣いと主張しているが、給与は本件行為にかかわらず支出されており、本件行為が、当該財務会計上の行為の違法・不当の理由たり得るとすれば、給与という公金の支出の違法・不当を争うことによって、広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟及びその前提としての住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触するものと考えられる。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。